

富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準

(2020年2月27日施行)

母体保護法指定医師を指定する場合は、公益社団法人富山県医師会（以下、「富山県医師会」という。）が母体保護法指定医師審査委員会を設置し、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査を行うとともに遵守事項の励行を求めるものとする。

1 人 格

母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。人格の評価には、主たる研修機関の指導医による推薦を勘案する。

2 技 能

富山県医師会が指定する研修医療施設において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。

- (1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けた者又は産婦人科専門医の資格を有する者。
- (2) 研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けた者。ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を含む。なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、研修医療施設および研修連携医療施設での指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。
- (3) 富山県医師会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という。）を申請時まで受講していること。

なお、他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

3 研修医療施設の条件

指定医師の指定を受けるための研修医療施設は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

- (1) 医育機関の付属医療施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡下手術を含む）、分娩数120例以上を取り扱う医療施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる医療施設であること。
- (2) 産婦人科臨床経験8年以上の母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。

富山県医師会が指定した研修機関は別表に掲げるとおり。

4 研修連携医療施設の条件

研修医療施設が連携し実地指導を行う研修連携医療施設には、前項3の(2)の条件を満たす指導医が存在することを要する。

登録した研修連携医療施設での実地指導経験は、技能の評価基準となる症例数に含めることができる。

富山県医師会が指定した研修連携医療施設は別表に掲げるとおり。

5 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

(1) 申請

指定医師の指定を申請する者は、富山県医師会長に母体保護法指定医師指定申請書および付属書類を提出し、審査を受けなければならない。申請書類の内容は別紙に定める。

(2) 指定

富山県医師会は、母体保護法指定医師審査委員会の面接及び書類審査をもって適格と認められた者を指定医師として指定し、誓約書の写しを交付する。

(3) 登録

指定医師として指定した者には都道府県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号を記した指定証を発行し、富山県医師会に登録する。

(例) 016-00-00-0001

(富山) - (指定年) - (更新年) - (指定医師の番号)

医師は複数の医療施設の指定医師を兼ねることはできない。

6 医療施設および設備

指定を受ける医療施設は、原則として入院設備を有し、以下にあげる救急体制を備えること。また、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

- (1) 蘇生器具、および回復室を含む手術設備を備えること。
- (2) 常時、回復室にて患者の状態を観察しうる体制が確保されていること。
- (3) 転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
- (4) 診療連携医療施設が必要と判断される場合は、富山県医師会がその状況を審査して決定すること。
- (5) 診療連携医療施設の長は、当該医療施設の診療連携医療施設となった旨を書面で、富山県医師会長に届け出ること。

7 医療施設指定の申請、指定並びに登録

(1) 医療施設指定の申請

指定医師の指定を申請する者は、従事する医療施設について、富山県医師会長に医療施設指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として複数の医療施設の医療施設指定を受けることができない。

申請書類の内容は別紙に定める。

(2) 医療施設指定の審査

指定の審査は書類による。未指定の医療施設の調査には、富山県医師会母体保護法担当理事

の立会を求める。

(3) 医療施設指定および登録

富山県医師会は、適格と認めた医療施設を指定し、都道府県医師会の番号、指定の年度、指定医療施設の番号をつけて富山県医師会に登録する。

(例) 116-00-00-0001

(富山) - (指定年) - (更新年) - (指定医療施設の番号)

(4) 指定医師は、医療施設指定を受けた医療施設が設備の大幅な変更を行った場合、医療施設の長はその旨を富山県医師会長に届け出、再度設備指定を受けなければならない。申請書類の内容は別紙に定める。

(5) 医療施設指定を受けた医療施設において、従事する指定医師が不在となった場合、その時点で医療施設指定は失効する。医療施設の長は指定医師が不在であることを速やかに富山県医師会長に届け出なければならない。

8 人工妊娠中絶後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶手術の届出の正確を期すること。

(1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載し、翌月 10 日までに富山県医師会を經由して富山県知事に届けること。

なお、人工妊娠中絶の実施件数が 0 件の場合も必ず報告すること。

(2) 複数の指定医師がいる医療施設では、責任者が各自の実施報告票を取りまとめ、一括して届けること。

9 指定の更新及び取消

(1) 指定医師の指定の更新および再指定は、下記各号の事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を行わない。

①第 11 項に示す指定医師遵守事項の励行。

②第 1 項「人格」及び第 6 項「医療施設および設備」の指定条件の各項目に関する適否。

③第 8 項に示す人工妊娠中絶手術後の届出の励行。

④母体保護法指定医師研修会の受講。

(2) 更新および再指定の申請には、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

①母体保護法指定医師研修会参加証 1 枚。

母体保護法指定医師研修会として定めるものには、以下の内容が含まれていること。

i) 生命倫理に関するもの

ii) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの

iii) 医療安全・救急処置に関するもの

なお、富山県医師会以外が主催する研修会を母体保護法指定医師研修会として認める場合、富山県医師会母体保護法指定医師審査委員会委員長の判断により、富山県医師会が決定する

②日本産婦人科医会研修参加証 6 枚相当。

日本医師会生涯教育講座または富山県医師会が実施する研修会の受講証明、日本産科婦人科学会単位および日本専門医機構産婦人科領域講習単位を証明する書類等でも可とするが、十分な研修に該当する内容かどうかは母体保護法指定医師審査委員会が審査する。

- (3) 指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。
- (4) 病气療養、妊娠・分娩、留学等の理由がある場合は、再指定を認める期間を延長することができる。

この場合、状況を証明する書類を母体保護法指定医師審査委員会に提出するものとする。延長の期限に関しては、富山県医師会で判断する。

10 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

11 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 富山県医師会が認める母体保護法指定医師研修会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- (5) 必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施すること。

附 則

- (1) 原則として2020年3月以降の新規指定並びに更新に際して、これを適用する。
- (2) 富山県医師会は、第3項に該当する研修医療施設および第4項に該当する研修連携医療施設の一覧を別紙1に、第5項および第7項による申請書類の一覧および様式を別紙2に明記するものとする。
- (3) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。